

## ○豊島区介護保険事業計画推進会議設置要綱

平成23年4月1日

保健福祉部長決定

改正 平成26年4月1日

改正 平成30年7月1日

改正 令和2年7月28日

改正 令和3年4月1日

## (設置)

第1条 豊島区における介護保険事業及び高齢者福祉施策の効果的な推進を図るため、豊島区介護保険事業計画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第2条 推進会議は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 介護保険事業計画及び高齢者福祉計画に関すること。
- (2) 介護保険事業計画の進行管理に関すること。
- (3) 介護サービスの円滑な提供に関すること。
- (4) 介護サービスの適切な利用の促進に関すること。
- (5) その他介護保険事業に関する重要な事項に関すること。

2 推進会議は、別に定める地域密着型サービス運営委員会を兼ねることとする。

## (構成)

第3条 推進会議は、委員16名以内をもって構成する。

2 委員は、次の各号に掲げる者で構成し、区長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者 3名以内
- (2) 保健医療に従事する者 4名以内
- (3) 社会福祉団体等に関係する者 3名以内
- (4) 介護保険事業に従事する者 3名以内
- (5) 公募による区民 3名以内

## (委員の任期)

第4条 委員の任期は3年以内とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

## (会長及び副会長)

第5条 推進会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選による。
- 3 会長は推進会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長の指名による。
- 5 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(開催及び運営)

第6条 推進会議は、介護保険課長が招集する。

- 2 推進会議は、原則として公開とする。
- 3 推進会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 推進会議は、緊急を要するなどやむを得ない事情により会議の招集が困難であると会長が認める場合は、書面その他の方法により開催することができる。その場合において、前項中「出席委員」とあるのは「書面その他の方法により審議を行った委員」と読み替えるものとする。
- 5 推進会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。
- 6 委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子若しくは兄弟姉妹に関する事項又は自己が従事する業務に直接の利害関係にある事項については、その議事に加わることができない。ただし、推進会議の同意を得たときは、会議に出席し、発言することができる。
- 7 推進会議は、審議の経過及び結果を豊島区保健福祉審議会に報告するほか、必要と認められる審議案件については、関係機関等に報告する。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、保健福祉部介護保険課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月28日から施行する。

附 則

この要綱が令和3年4月1日から施行する。